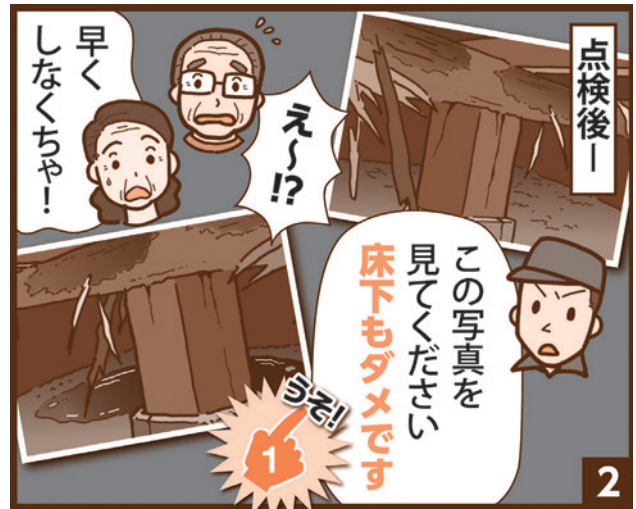




## 災害に便乗した修理トラブルに注意！！～台風が去ったいま、狙われています！！～



©埼玉県消費生活課

### 事例

台風で屋根が破損し、修理業者に依頼しようとしていた。そこへ、業者を名乗る人物が現れ、屋根の修理とともに床下の点検を提案されたので、併せて依頼した。すると、写真を見せられ、床下浸水していると点検結果を告げられた。業者から、「今日中に契約し、料金を支払っていただけるなら半額にしますし、すぐに工事を始めます」と言われた。高額だったが、早く屋根を修理したいと思い、契約し料金を支払った。

しかし、何日経っても工事は始まらず、修理業者と連絡も取れなくなってしまった。

### トラブル防止のポイント！

① 業者からの一方的な情報を信じない！

今回の事例では、業者からの「床下浸水もしている」という報告をうのみにし、追加工事を依頼してしまいました。自分の目で確認することが大切です。

② すぐに契約しない！

必要な修理だったとしても、複数の業者から見積りを取ったり、周囲に相談してから契約しましょう。また、安心して依頼できる業者について、日頃から情報を集めておくことも大切です。

③ 全額前払いはしない！

代金を支払ってしまうと、お金を取り戻すことは困難です。特に、全額前払いを求められた場合は、業者に理由を確認してから支払しましょう。

### <ご利用ください 消費生活相談>

【相談日】月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前10時～正午、午後1時～4時

【場所】消費生活センター（市役所別館4階 48番窓口）

【電話】048-463-1111（内線2256）

契約に関するトラブル（商品の定期購入、賃貸借物件の退去トラブルなど）、  
霊感商法、多重債務などの相談を受け付けています。

